

身の代金目的誘拐事件の捜査について（通達）

令8.3.27 丁捜一発第41号、警察庁刑事局捜査第一課長から各管区警察局広域調整担当部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて

（概要）

身の代金目的誘拐事件への基本的対応要領、捜査上の留意事項等について示したものである。